

低圧組合せ計器（変成器付計量器）の取替工事に対する無停電工法の導入について

需要場所・発電場所に設置している計量器および変成器につきましては、計量法でそれぞれ有効期間が定められており、検定期間満了に先立ち取替を行っております。

*計量器は7年毎に取替、変成器は実質的に21年毎に取替を行います。

これまで計量器と変成器を同時に取替する場合は、事前にと替工事についてお知らせのうえ、停電工事により取替を行ってまいりましたが、設備の使用状況等によっては、停電工事による取替が困難なケースもあることから、停電工事の回避によるお客さまの利便性向上ならびに計量法の遵守を目的に、計量器と変成器を無停電で取替を可能とする工法を開発し、この度、実運用を開始いたしました。

計量器と変成器を同時に取替する工事につきましては、今後も安全面等を考慮して取替を行ってまいります。停電工事による取替が困難なケースにおいては、無停電により工事を行ってまいります。

なお、無停電工事により取替を行った場合は、取付けおよび取外した計量器で計量された電力量により確定させていただきます。

当社は、計量法の遵守に向けて、引き続き尽力してまいります。

変成器付計量器及び変成器検査については、日本電気計器検定所（JEMIC）ホームページもご覧ください。

https://www.jemic.go.jp/kentei/dk_kentei.html

（お問合せ先）

東京電力パワーグリッド株式会社

ネットワークサービスセンター

営業時間：9時～12時および13時～17時

〔但し、土日・祝日・年末年始は除く〕

TEL：03-3509-1709（代表）